

居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

下記事業所については運営法人より指定申請があり、新たに指定をしたものです。

[新規]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	更新年月日	備考
1	ならしの地域福祉事業所 ケアプラン ぬくもり	習志野市 実籾 2-10-19	企業組合 労協 センター 事業団	居宅介護 支援	令和2年 5月1日	
2	オンリー ケアプラン	習志野市 香澄 6-15-18	パタカ カランド 株式会社	居宅介護 支援	令和2年 5月1日	

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。

下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

[更新]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	更新年月日	備考
1	居宅介護支援事業所 習志野偕生園	習志野市 新栄 1-10-2	社会福祉法人 旭悠会	居宅介護支援	令和2年 4月1日	
2	ケアプラン 津田沼	習志野市 藤崎 4-10-8	株式会社 ヘルスケア ナラシノ	居宅介護支援	令和2年 4月1日	
3	セイワ習志野 ケアプラン センター	習志野市 秋津 3-5-3	社会福祉法人 清和園	居宅介護支援	令和2年 4月1日	
4	津田沼中央 総合病院	習志野市 谷津 1-9-17	医療法人 社団 愛友会	居宅介護支援	令和2年 4月1日	
5	社会福祉法人 習志野市 社会福祉 協議会	習志野市 秋津 3-4-1	社会福祉法人 習志野市 社会福祉 協議会	居宅介護支援	令和2年 4月1日	
6	介護老人 保健施設 ケアセンター 習志野	習志野市 秋津 3-5-2	医療法人 愛友会	居宅介護支援	令和2年 7月1日	

下記事業所については、休業後指定有効期間満了に伴い指定の失効の手続きを行ったものです。

〔失効〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	失効年月日	備考
1	谷津訪問看護ステーション	習志野市 谷津 2-23-11	医療法人 社団 保健会	居宅介護 支援	令和2年 4月1日	

下記事業所については、廃業のため廃止届が提出され、指定廃止の手続きを行ったものです。

〔廃止〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	廃止年月日	備考
1	社会福祉法人 習志野市 社会福祉 協議会	習志野市 秋津 3-4-1	社会福祉 法人 習志野市 社会福祉 協議会	居宅介護 支援	令和2年 5月31日	契約者122名 内2名施設入所 内120名他事業所 へ引継ぎ